

モンゴルにおける大粛清の真相とその背景

——ソ連の対モンゴル政策の変化とチョイバルサン元帥の役割に着目して——

一 はじめに

本稿の目的は、満州事変後の極東をめぐる日ソの対立に関連したソ連の対モンゴル政策の変化に注目しながら、モンゴルの大粛清の真相とその背景にある要因を分析することである。一九三〇年代のソ連におけるスターリンの血の粛清はよく知られているが、モンゴルにおいても一九三七年から三九年にかけて「反革命的日本のスパイ組織」(Хувьсгалын эсэргүү, японы танхуулын булаг)の存在が判明したことを口実として、モンゴル政府の指導者軍上層部にまで及んだ粛清が行われた。

この大粛清の犠牲者は約三万七〇〇〇人、そのうち三万人が当時の首相ゲンドウンと国防大臣デミドを首謀者とす

マンダフ・アリウンサイハン

る反国家陰謀組織に加わり、「日本帝国主義の手先」として活動したというかどで処刑された。このスパイ組織の首謀者とされたゲンドウンとデミドに対する罪状は、「国防衛問題に注意を払わず、日本に容易に屈服し、日本による祖国の占領を許すと同時に、ラマ僧を援助し、反革命勢力との闘争を緩め、ソ連との友好関係を絶とうとした」というものであった。

なぜ粛清がおこなわれたのか、粛清の責任は誰にあるのかをめぐっては、研究者の間で様々な議論がおこなわれてきた。粛清の原因をめぐっては、主に二つの立場がある。一つはモンゴル内部の権力闘争によるとするものであり、もう一つはスターリンによるソ連国内の粛清と結び付けてソ連当局によるとするものである。

フランスのモンゴル学者ジャック・リグランは、モンゴルの大粛清に決定的な役割を果たしたのは、当時の内務大臣チョイバルサン元帥であつたという見方を提示している。チョイバルサンは、粛清によつて名実ともにモンゴルの独裁者となり、後に、モンゴルのスターリンと称された人物である。リグランは、著作の中で、「権力を握つたチョイバルサンと内務省は、革命の功労者たちを無実の罪状で逮捕し粛清した。しかし、その当時のソ連で起つた粛清が、モンゴル人民共和国で起つた事件に影響を与えたとみることとはあまりに短絡的で、全く根拠の無いことである」と述べ、このモンゴルの粛清はモンゴル国内の政治状況によるものであると主張している。

一方、近年、モンゴルの一部の歴史家の間で、旧ソ連の崩壊とモンゴルの民主化によつて閲覧可能になつたモンゴル関連の極秘アルヒーフ資料をもとに、粛清においてチョイバルサンが果たした役割を見直す動きがおこっている。彼らの主張によれば、粛清はスターリンの命令でおこなわれただけで、チョイバルサンにはほとんど責任がないとされる。一九三九年から四八年にかけてチョイバルサン元帥の補佐官を務めたシャグダルスレンは、昨年、『私の知つて

いるチョイバルサン』を出版した。彼は、その著作の中で、モンゴルの粛清は「当時のスターリン主義からの圧力、スターリンの手先であるソ連内務省の幹部、モンゴル駐在のソ連の顧問および大使の直接的関与、強制、監視のもとでおこなわれた」と述べ、粛清におけるソ連の役割を強調し、チョイバルサンの役割は以前思われていたよりも小さいものであつたとしている。

しかし、数多くの重要資料は、チョイバルサンはスターリンの助言に盲目的に従つて粛清を実施したに過ぎない、という見解を否定する事実を示しているように思われる。

以下では、ソ連共産党およびモンゴル人民革命党の政治局議事録と粛清関連の先行研究をもとに、なぜ粛清がおこなわれたのか、粛清の責任は誰にあるのかを考察していきたい。

二 粛清前夜におけるソ連——モンゴル関係

1 革命後のソ連の対モンゴル政策

一九二一年にモンゴルの人民革命が成功をおさめ、モンゴルは一九一一年に続き二度目の独立を宣言した。革命後の一九二四年五月の活仏ボグドの死を契機に、人民革命党

が主導権を握り、同年六月に開かれたモンゴル人民革命党の第三回党大会において、人民共和国の成立を決議し、同八月の人民革命党大会でレーニンの「資本主義飛び越え論」にもとづく非資本主義路線の採用を決定した。これをふまえて、同一一月八日、第一回国家大会が召集され、同月二六日にモンゴル人民共和国憲法が採択され、アジア初、世界でも二番目の社会主義国が誕生した。モンゴルは活仏ボグドを君主とする立憲君主制を放棄し、社会主義国家の道を選んだ。欧米の通説では、モンゴル革命はソ連の膨張政策の産物にすぎず、ソ連は革命当初からモンゴルの実権を握り、モンゴルに対して絶大な影響力をもっていたとされている。¹⁾

しかし、公開されたアルヒーフ資料をみると、すくなくとも一九三二年までモンゴル人民革命党の政策決定に深く関与していたのは、ソ連というよりはむしろコミンテルンであったことがわかる。ソ連共産党政治局の決議書は、ソ連が一九三二年頃まで、モンゴルに対して宥和政策をとっていたことを示唆している。当時、スターリンは、モンゴルは依然として民族・革命民主主義ブルジョア共和国であるとして、盲目的にソ連政府の政策をまねすることを批判

していた。またソ連共産党政治局は、モンゴルにおけるソ連顧問・専門家がモンゴル指導部内部のグループ間の対立に関与すること、指導部に対して直接命令を下すこと、またモンゴルの指導部に代り事実上の指導者となることを固く禁じ、それをおこなった場合には処罰する、という決定を出している。さらに、モンゴルに対するソ連の援助のあり方は、他の社会主義へと向かう後進諸民族への兄弟的な援助の模範となるべきだと指摘していた。⁵⁾ こうしたソ連の対モンゴル宥和政策は、一九三四年頃から急速に転換し、強制的な政策へと変っていった。その原因は、日本が満州を占領し、満州国を樹立したことによって、ソ連にとつてモンゴルの戦略的価値が増大したことにあつたと思われる。

2 ソ連の対モンゴル政策の強化

一九三二年頃からソ連のモンゴルに対する内政干渉が強まり、モンゴル人に対するソ連の治安当局の統制も強化されていったことが、モンゴル関連のソ連政治局決議書の検討からわかる。三二年三月一六日のソ連共産党政治局決議書によると、モンゴルに関するあらゆる問題の解決を目的とする「モンゴル委員会」が政治局のもとに設置された。同委員会の議長には、ヴォロシロフが任命された。⁶⁾ それ

に伴い、二四年からコミンテルン極東書記局に設置されていたモンゴル委員会は廃止され、その役割は政治局モンゴル委員会に移譲された。同委員会の設置でモンゴルにおけるソ連共産党の影響力は一段と強まった。

ソ連の対モンゴル宥和政策の変化の背景には二つの理由があったと考えられる。まず第一の理由として、日本による満州国樹立により、極東ソ連領を防衛するため、モンゴルはソ連にとって非常に重要な地域になったことが挙げられる。満州を占領した日本が、モンゴルの東部国境にむけて、飛行場、道路、鉄道の敷設を進めたことは、日本軍のモンゴル侵攻の可能性を高めるものであった。実際、一九三三年三月四日、関東軍は満州に接する内蒙古の熱河省承德を占領し、四月にはついに長城を越えて河北省に侵入した。こうした日本軍の動向をソ連侵攻の始まりと捉えたたソ連は、満州とソ連の国境線の防衛を強化すると同時に、満州に接するモンゴルの国防力の強化につとめ、モンゴルに対する政治・軍事面での影響力を強めていった。

一九三二年三月一六日の政治局会議で、モンゴルへの援助として三七〇〇万ルーブルに相当する商品の発送、モンゴルの国防のための四〇〇万トグルクの借款などが決定さ

れた。⁽⁷⁾ また、三三年三月八日、政治局会議において、今後モンゴル委員会がモンゴルの国防問題に取り組んでいくことが決定された。その決定によると、モンゴル軍に対して、食料、燃料、日常用品、軍備、装備など計約一二四五万ルーブルの借款をおこなうことになっている。さらに同じ年には、陸海軍事人民委員部に対して、二〇〇人程度のモンゴル軍学校生徒をソ連赤軍の軍事学校に受け入れることを指示している。⁽⁸⁾

一九三二年、コミンテルンによる社会主義化政策に対する武装蜂起がモンゴルでおこった。そこに参加していたのはラマ僧や一般市民ばかりではなく、人民革命党員や革命青年同盟員、国軍の分遣隊も大勢参加していた。この事件を契機として、スターリンはモンゴル指導者に対して不信感を強め、モンゴル駐在のソ連代表、顧問に対し、モンゴル指導部のソ連に対する本心を探るよう指示を与えている。反乱鎮圧後、ソ連共産党政治局は、モンゴルの国内状況を調査するため、エリアバを代表とする特別調査団をモンゴルに派遣した。三三年一月一九日の政治局からエリアバに出された命令には、モンゴルの指導者の本意を明らかにし、過去に反ソビエト、親日的態度を示したことがある党

や政府の要人の排除を指示している。⁽¹⁰⁾

ソ連の対モンゴル宥和政策転換のもう一つの理由として、コミンテルンによるモンゴルの社会主義化政策が失敗に終わり、モンゴルにおけるコミンテルンの影響力が著しく低下したことが挙げられる。コミンテルンは、革命後のモンゴル人民革命党の政策決定に、大きな役割をはたしていた。一九二九年から三二年にかけて、コミンテルンの指示のもとで、封建領主や寺院の財産没収、牧畜の強制的集団化、私的商業の禁止・僧侶の強制的還俗がおこわれた。コミンテルンの助言にもとづき、モンゴルで集団化を強行した結果、牧畜民の経営拡大へ意欲が失われ、三〇年に二三五〇万頭いたモンゴルの家畜は、三二年にその七割にまで減少した。私的商業の禁止と輸送手段の国家管理は、国内における滞貨と物資の欠乏を招いた。

このようなコミンテルンによる急進的社会主義化政策は、モンゴルにおける階級対立を激化させ、一九三二年四月に勃発したラマ僧、牧畜民らによる武装蜂起の原因となった。当時、「国内には、暴動や隣接する内蒙古地区への逃亡も相次いでおこり、ついに政府も、この極左的政策を中止せざるをえなくなったのである。」⁽¹¹⁾ コミンテルンがモンゴル

人民革命党に押しつけた急進的社会主義化政策の失敗は、モンゴルにおけるコミンテルンの影響力の低下をもたらしただけでなく、マルクスレーニン主義、社会主義建設、ソ連の援助に対するモンゴルの指導部の信頼を傷つけた。したがって、スターリンはモンゴルに対する政治指導におけるソ連の影響力を維持するため、これまでコミンテルンが担っていた役割をソ連共産党に移譲することを決定したのである。

三 モンゴルの肅清の真相

1 内務人民委員部代理フリノフスキーのモンゴル訪問と「スパイ組織」の摘発

国防大臣兼全軍総司令官G・デミド元帥は、一九三七年八月二二日、ソ連国防人民委員ヴォロシロフの招待でソ連へ向う途中、東シベリア鉄道タイガ駅で暗殺された。その二日後の八月二四日、内務人民委員代理(内務次官)フリノフスキーを団長とするソ連の国防人民委員代理(国防次官)スミルノフ、ソ連の在モンゴル新任大使ミロノフからなるソ連政府代表団がモンゴルを訪れた。その際、フリノフスキーは同八月二八日、「Зарвоп (陰謀)」と表題の

ついた、モンゴルにおける日本のスパイ組織の活動メンバーとされた一一五名のブラックリストをモンゴルの内務大臣チョイバルサンに手渡した。

フリノフスキーは、八月三〇日に、元首相ゲンドウンがソ連内務人民委員部に宛て、自らの罪状を綴った書簡の写しとされるものを、チョイバルサンに渡している。ゲンドウンは、三六年三月モンゴル人民革命党中央委員会第二回総会において首相を罷免され、ソ連の療養地プロスに逗留中「日本のスパイ」容疑でソ連内務人民委員部によって逮捕された人物である。この書簡の主な内容は、以下のようなものである。「私とデミドは、ソ連との援助協定ならびに友好条約を結ぶことを長い間躊躇していた。というのには、ソ連軍のモンゴル派兵に不満を持っていたからである。我々は、三四年頃からソ連との協定締結を意図的に引延ばしてきたが、三六年になってソ連同志の勧告にしたがってこの条約を結んだのである。デミドはソ連と協定を結ぶにあたって、反革命的立場をとっていたばかりか、三五年にはソ連軍のモンゴル派遣に許可を与えてはいけない……、と私にいていた」⁽¹²⁾フリノフスキーが、モンゴル到着の一週間後になって、突然ゲンドウンの書簡なるものを持ち出

したのは、あたかも実際に日本のスパイ組織が存在し、その中心人物がデミド元帥であったかのように、見せるためであったと思われる。

一九三七年九月一〇日⁽¹³⁾、このブラックリストに名前が挙げられた一一五名のうち、約七〇名が内務省によって逮捕された。これが粛清の始まりである。大量逮捕から約一ヶ月後の一〇月一八日、「一四人組事件」と称する外務大臣サンプー、国防次官ダリザブ、参謀総長マルジら一四名の高級軍人・政府幹部を対象とした公開裁判がおこなわれた。三日後の二一日、一四名は証拠もなく、自白だけをもとに有罪を宣告され、死刑判決を受け、銃殺された。モンゴル人民共和国の最高裁判所の三七年一〇月二一日の第三九回公判記録によると、彼らは、「ゲンドウン、デミドの反革命的日本のスパイ組織」という陰謀集団に積極的に加わり、「モンゴルの革命政権を転覆するため、日本軍の武力襲撃を許し、ウランバートル市内で軍・ラマ僧・一般市民による反乱を起こし、日本軍に屈服し、モンゴルに封建主義勢力を復活させようとした」⁽¹⁴⁾というものである。

こうした一連の事実は、一九三七年のゲンドウンとデミドが主導する「反革命的日本のスパイ事件」の捏造にあた

り、ソ連内務人民委員部が大きな役割をはたしたことを示すものである。

2 なぜ肅清がおこなわれたのか

一九三五年一月、関東軍と満州国軍は、モンゴル東部国境のボイル湖の北側にあるハルハ廟において、モンゴル軍に対して攻撃をおこなった。三六年二月にも、日満軍はモンゴル東部国境に侵入し、モンゴル軍とに小規模な軍事衝突をおこなっている。このことが、モンゴル・ソ連間の防衛面をはじめとする協力関係を強化させることになった。その一方で、モンゴルに対するソ連の援助のあり方、モンゴルの防衛問題、モンゴルのラマ僧問題などをめぐるモンゴル・ソ連間の意見対立が顕在化していった。

スターリンは、すでにアジア大陸・中国に侵略している日本の脅威は、モンゴルにも及んでいと捉えていた。彼は、モンゴル内に日本に協力的な「第五列」が存在するかのように見せかけ、モンゴルのゲンドウン首相に対して、モンゴルの一〇万人以上の僧侶を「人民の敵」、「反革命分子」として打倒することを指示していた。というのも、スターリンは、日本がモンゴルを侵略した場合、「第五列」であるこれらの僧侶は真っ先に日本の手先となるとみなし

ていたからであった。

ゲンドウン首相、デミド国防大臣らは、一九三四年一月、ソ連技術者のモンゴルへの派遣や通商協定をはじめとする協定を結ぶため、政府代表としてソ連を訪問し、スターリン、モロトフ人民委員会議議長、ヴォロシロフ国防人民委員と会見している。この会見の中で、スターリンは、「モンゴルには、微弱なゲンドウン政権と強力なラマ僧勢力が併存している」として、ゲンドウン首相に対して来年までにラマ僧を打倒するよう「助言」を与えている。さらに、この一年後の三五年二月一日から三六年一月九日にかけて、ゲンドウン首相は、デミド国防大臣、ナムサライ内務保安局長官とともに、再度ソ連を訪問し、モンゴルの内外問題、モンゴルに対するソ連の援助などについて、スターリン、ヴォロシロフ、モロトフらと意見を交換している。この会見において、ヴォロシロフ、モロトフらは、「もしモンゴルが、対外的には日本と、国内においてはラマ僧と徹底的に闘わないならば、我々の援助は全く意味をなさない」と述べた。また「モンゴルとソ連の関係強化がソ連にしか利益をもたらさないと考えているならば、今後、モンゴルがソ連との関係を絶って日本と関

係を結んでも構わない」といった脅迫めいた発言もしている。さらに「ラマ僧、封建領主との闘争はすなわち独立を維持するための闘争で」あり、「ラマ僧を打倒する」という「助言」に従わないならば「モンゴルの独立維持のための支援は行なわ(16)」と述べ、ラマ僧の打倒をモンゴルの国防支援のための条件として挙げている。しかし、ゲンドウンとスターリンとの会見録によると、ゲンドウンはスターリンの助言を拒否していることが分かる。彼は、「……当国が対外的に緊張状態にある時に、国内ラマ僧の問題を強調し、彼らと闘争しようとする者は、むしろ反革命分子ですらある……」(17)として、スターリンに対する対立姿勢を露にしていた。

一九三六年三月、党中央委員会第二回総会で、ゲンドウン首相は、右翼的日和見主義政策をとり、ソ連との友好関係をひびを入れた右翼主義者として公職を罷免され、療養の名目で家族とともにソ連に連行された。そして翌三七年七月一日、療養先のプロスで、「日本のスパイ、反革命的分子」として逮捕され、一月二六日にソ連の裁判で有罪判決をうけ、モスクワで処刑された。モンゴルのラマ僧、封建領主に対する政策をめぐり、スターリンと対立したこ

とは、ゲンドウンが「日本のスパイ」とみなされる原因となり、このような悲劇的運命をもたらしたのである。

当時、日本との戦争が不可避と見ていたソ連は、極東防衛の必要上、モンゴルにソ連軍を進駐させるため、一九三六年一月に相互援助条約の締結をモンゴルに対して提案している。この提案に対して、モンゴルの指導者たちは好意的な態度を見せながらも、積極的にそれを受け入れる姿勢を見せていなかった。それは、ソ連軍の進駐を許可した場合、一時的には日満軍のモンゴルへの攻撃を阻止できるとしても、そのことが日本軍を刺激し将来的に日本と戦争状態に入ることが必至だと考えていたことによると思われる。したがってゲンドウン首相は戦争を回避するため、満州国との和解に向けた話し合いをもつことが最善の策であると考えていた。実際、一九三五年から三七年の間に、五回の満蒙会議が満州里で開催された。しかし、日ソ双方の介入によって何ら成果をおさめることは出来なかった。

最終的には、モンゴル人民革命党中央委員会はソ連の意向を受け入れ、一九三六年三月一二日、ウランバートルで「ソ・モ相互援助条約」を締結した。その第二条には、「締約国の一方に対して武力攻撃が加えられた場合、軍事的援

助を含む一切の援助を相互に与える」と書かれている。⁽¹⁸⁾この条約にもとづき、三六年四月からソ連赤軍の部隊がモンゴルに進駐し、ノモンハン事件の際には約三万人ものソ連軍兵士が参戦している。

モンゴルの肅清の理由づけに、モンゴルの指導部と日本との関係が強調されていることから、当時のモンゴルの政治動向に対して日本の満州進出が大きく影を落としていることが分かる。また、スターリンがモンゴルの指導者たちを肅清することを決意した政治的背景には、「対日政策の選択をめぐる対立、つまりゲンドウンらの対日宥和派追放の目的があった⁽¹⁹⁾」と推測される。

しかし当時モンゴルの権力を握っていたチョイバルサンの肅清実施における役割は、どの程度のものであったのか以下、モンゴルの大肅清における内務大臣チョイバルサンの役割を検討していく。

四 チョイバルサン元帥とテロル

チョイバルサンは一九三六年に内務大臣、三七年九月に全軍総司令官、同年十二月には首相代理に任命され、三九年から五二年まで、モンゴル人民共和国の首相兼外務大臣

を勤めた人物である。彼は、一九五二年にモスクワで病死するまで、党・政府の権力を一手に握り、独裁体制のもとでの強大な国家権力を背景に、モンゴルにおける社会主義建設を指導していた。

近年、モンゴルで出版されたチョイバルサンに関する⁽²⁰⁾研究は、彼が肅清政策において一定の役割を果たしたことを認めているものの、彼がこれまで言われていたほど絶大な権力をもっておらず、肅清に関するあらゆる決定はモンゴル内務省にいたソ連顧問やモンゴル駐在ソ連大使によって行なわれていた、と捉えている。例えば、チョイバルサンの伝記を書いたバトオチルは、チョイバルサンは、スターリンにより抹殺される危険性を常に感じていたのであり、スターリンの指示に従うことを強いられた、決して自ら権力を握る存在ではなかった⁽²¹⁾、と述べている。また、シャグダルスレンによれば、チョイバルサンは「モンゴルの独立、国民の運命に重要な役割を果たした一九二一年の革命の功労者であり、党・政府・軍の創立に積極的に参加した偉大な為政者、二十世紀のモンゴルの歴史において最も傑出した政治家であった⁽²²⁾」とされる。

こうした見解は明らかにチョイバルサンが肅清実施に果

した役割を過小評価しているように思われるが、この見解が出てくる理由としては、次の二つのことがらが挙げられる。一つは、粛清政策に関するアルヒーフ資料の公開の結果、モンゴルの粛清におけるソ連の関与が判明したことである。もう一つは、粛清に関する重要文書のほとんどが、近年公開されたにもかかわらず、チョイバルサンが積極的に粛清実施の命令を下したことを示す説得的な資料は、これまで見つかっていないことである。しかしチョイバルサン元帥の内務大臣当時の内務省会議での演説、粛清実施に関する指示、およびソ連指導部に宛てた彼の手紙などをみると、チョイバルサンがモンゴルにおける大粛清を指導し、粛清裁判実施の指示を出し、ラマ僧弾圧に主導的役割を果たしていたことが浮き彫りになる。

一九三〇年の第八回党大会から、封建領主、ラマ僧を完全に弾圧する路線は見られた。それが頂点に達したのは、チョイバルサンが内務大臣として内務省を直接指揮した三七年から三八年にかけてであった。チョイバルサンの内務大臣在職期、彼は「日ごとに日本のスパイがモンゴルに潜入している」、「公的機関にもスパイ、破壊分子、殺戮者が侵入している。反革命分子があらゆる機関にいたるまで拡

大している⁽²³⁾」などと述べている。それを理由に、内務省を使い、首相ゲンドウン、党中央委員会書記ルブサンドルジ、外務大臣サムプー、国防大臣デミド、陸軍参謀総長マルジといった党・政府・軍の首脳をはじめとする人々の大量粛清をおこない、自分と対立する者をことごとく抹殺し、独裁色を強めていった⁽²⁴⁾。

粛清開始翌日の一九三七年九月一日、内務大臣チョイバルサンは内務省委員会議で内務省が摘発した日本スパイ組織に関する報告を行ない、反革命分子として逮捕された者に対する取調べの指針を、次のように述べている。「わが国で反革命的日本のスパイ事件が摘発された……多くの幹部要員が参加した重大事件である。……今夜から昼夜の区別なく取り調べをはじめ、二五日以内にそれを終えることを命じる。誰から反革命組織に勧誘されたのかを問いただし、厳格に取り調べることを。決して手を緩めてはならない。彼らの主たる目的はモンゴルを日本の植民地にするところにある。ともかく、全精力を注いで取調べにあたることを命令する⁽²⁵⁾」。この逮捕者の取調べに関する指示は、その後の内務省における主要な取調べの指針となっていた。

一九三七年一月二日、国家小会議幹部会と閣僚会議と

の合同会議の秘密決定をもとに、チョイバルサンおよび党中央委員会書記長ロブサンシャロフ、法務大臣ツェレンドルジの三名からなる「特別全権委員会」が設置され、同委員会議長にはチョイバルサンが任命された。同一〇月にチョイバルサンがソ連内務人民委員エジョフに宛てた手紙には、この委員会のことが次のように書かれている。

「……反動的な上級ラマ僧に対する弾圧強化が決定された。

国家反逆罪、スパイ事件などを取り調べる、三名の委員からなる特別委員会を設置した⁽²⁶⁾。チョイバルサンが率いる同委員会には、令状なしの逮捕、即決裁判、死刑執行の命令を下す非常権限が与えられていた。同委員会は、三九年四月の解散までに合計五一回開かれている。そこでは、約二万六〇〇〇人の「政治犯」の処分が検討され、その結果、約二万人が処刑され、約六千人が牢獄へ送られた。会議では約四〇人から約一三〇〇人も逮捕者の処分が一度にまとめて検討されており、ほぼ全員に銃殺刑が言渡されたこともあった。

チョイバルサンは、一九三七年十一月一日、自白に關する大臣指令第二二一号令を發布し、過去に「反革命的日本のスパイ組織」に加わったことのある将校であっても、

自白して自分の罪を認めるならば恩赦を与える、としている。その結果、無実でありながらも逮捕を恐れた千人近くの将校が、自らの「罪」を自白した。この命令の狙いは、「反革命的分子」「日本のスパイ」がモンゴルに多数存在していたと国民に信じ込ませ、軍に対する肅清を正当化することにあつた、と考えられる。三七年から三八年にかけてチョイバルサンは軍將校の肅清を集中的におこなつた。その結果、当時一七〇〇人いたモンゴル軍將校団のほぼ半数が、処刑されたり、投獄されたり、あるいは軍務からはずされたりした。無実の罪に問われ処刑された將校の中には、現職の元帥二名のうち一名、將軍四名のうち三名が含まれていた。

また、チョイバルサンの指揮下では党、政府の上層部に對する肅清も実施されている。一九三七年、モンゴル人民革命党第九回党大会で選出された党中央委員会委員五一名のうち三六名、党の統制委員会委員七名のうち四名、党中央委員会幹部会員一二名のうち一名が「日本の手先、反革命的分子」として逮捕され処刑された。

さらにチョイバルサンは、一九三七年一月、内務省全国幹部会議で内務省要員の当面の活動方針に關する演説をお

こない、そのなかで、封建領主、僧侶を「ファシストの助力者」と呼び、内務省要員に対し「僧侶弾圧を徹底せよ」と命じた。同年一月三〇日には、「寺院とラマ僧に関する調査」実行に関する内務大臣命令が出されている。その中で、チョイバルサンは「わが国の根本的な課題は、封建主義体制を根絶することであり、またラマ僧と闘争することでもある。ラマ僧の打倒は、わが国の経済、文化、教育の発展に不可欠である。ラマ僧はわが国にとって非常に危険な存在であり、日本軍当局は彼らを利用して企んでいる⁽²⁷⁾」と述べ、ラマ僧全員のリストを作成し、内務省に提出するよう命じている。この寺院とラマ僧に関する調査は、三七年から三八年にかけてモンゴルでおこった寺院及びラマ僧に対する弾圧に向けた準備であったと思われる。

チョイバルサンは、このラマ僧弾圧計画を達成するため、一九三七年一〇月八日、内務省指令第三五〇号を出し、ラマ僧について内務省の許可なく、逮捕・取り調べを行なう権限を各県の内務部に与えた。しばらくして、同決定と内務省要員によって作成されたリストにもとづき、ラマ僧の逮捕、弾圧が大々的に行われた。封建領主と同様、ラマ僧は「その陰謀の実現にあたり、日本帝国主義者や中国侵略

者の支援を頼みにし、侵略的勢力の走狗となりはてた⁽²⁸⁾」とされ、「上級僧侶は日本帝国主義者の脅威が緊迫することにしそかな期待をかけ、自分たちの反対活動を活発化していた⁽²⁹⁾」と批判され、彼らの逮捕、処刑がおこなわれた。当時モンゴルには、約八〇〇の寺院と約一万人のラマ僧がいたが、ラマ僧に対する弾圧の結果、一九三八年に約七六〇の寺院が取り壊され、銃殺と強制的還俗によってラマ僧の数は約一一〇〇人にまで減少した。この結果、モンゴル社会の一部を形成していたラマ僧階層は、「反革命的反動的階層」として根絶された。このチョイバルサンによるラマ僧弾圧は、民主化以前のモンゴルの公式的歴史の中では、「上級僧侶と寺院をめぐる問題が解決されたことは、三九年の日本帝国主義者による侵略の時期にわが国の後方を強固に統一し、平和を維持するのに大きな意義を持つこととなった⁽³⁰⁾」と革命の勝利、成功例として位置付けられてきた。このことから、モンゴルの粛清事件は、ソ連内務人民委員部によって立案され、チョイバルサンの指揮下で実施されたといえる。

五 おわりに

以上、一九三七年から三八年にかけてモンゴルで起こった肅清の背景について考察し、チョイバルサン元帥の肅清への関与について検討した。満州事変勃発以降の極東をめぐる日ソ対立の激化が、ソ連のモンゴルに対する内政干渉の強化をもたらし、モンゴルの肅清を助長したことを明らかにした。また、肅清はソ連のモンゴルに対する影響力を維持するため、ソ連当局によって計画され、モンゴルの独裁者チョイバルサンのもとで実行されたことを指摘した。

このことから、チョイバルサンはスターリンの「助言」、「指示」、「課題」を受け入れざるをえなかったというより、むしろ彼はスターリンのモンゴルに対するあらゆる「助言」を積極的に受け入れ、ソ連内務省と密接な関係を持ちながら、党・軍の上層部に対する肅清を実行したといえる。つまり、彼はスターリンの「助言」、「課題」を、自身の独裁権掌握のために利用したと考えられる。

一九三七年、スターリンはソ連国内で大量肅清をおこなっている。そこで肅清された人々の中には、当時ソ連に亡命していたドイツ人、ポーランド人、日本人などとも

に、多くのモンゴル人が含まれていた。しかしながら、ソ連で肅清されたモンゴル人は、モンゴル国内で逮捕され、

ソ連に連行され、そこで裁判を受け、銃殺された人々であるという特徴をもつ。ロシア大統領府属政治肅清犠牲者名誉回復委員会議長ヤコブレフは、アルヒーフ資料をもとにソ連におけるモンゴル人肅清について、新聞記者のインタビューに次のようにこたえている。「ソ連でモンゴルの指導者が肅清されたことは、モンゴルにとつて非常に残念なことである。しかし、モンゴルの二人の首相（ゲンドウンとアマル）の運命は、当時のモンゴルの指導者チョイバルサン自身の要望に沿って決定されたことが判明している。

このことは彼の発意で実施されたものにはかならない。」⁽³¹⁾ このことは、チョイバルサンの指示により、モンゴル国内の肅清だけでなく、ソ連におけるモンゴル人の肅清も彼の指示により実施されていたことを裏付けている。

チョイバルサン元帥は、モンゴルの現代史に深い傷跡を残した政治家の一人であることは間違いない。しかし、彼に関する研究は近年始まったばかりであり、現時点で彼の政治活動全体を十分に評価することはできない。新たなアルヒーフ資料の発掘、それにもとづいた詳細な研究によつ

て、彼がモンゴルの現代史において果たした役割を正当に評価することが可能になるのではなからかと思われる。

- (1) МАХН-ын түүхэнд холбогдох баримт бичгүүд, Даявтар, 1966 он, х. 312.
- (2) Л. Бат-Очир, *Чойбалсан*, УБ, 1966 он, х. 136. (このしたリソランの見解は「これまで粛清に関する資料の多くが非公開となれ、粛清の研究は専ら連側からの文献、回想録などのみで依頼して来たことになると考えられる」)。
- (3) П. Шардарсүрэн, *Миний ждэх жаргал Х. Чойбалсан*, УБ, 2000 он, х. 167.
- (4) Murphy, G. S., *Soviet Mongolia*, Berkeley & Los Angeles, 1966.
- (5) РГАСПИ(ルカスビロシヤ国立社会・政治史文書館) 次後 РГАСПИ, ф. 17, оп. 162, д. 12.
- (6) РГАСПИ, ф. 17, оп. 162, д. 12.
- (7) Там же, ф. 17, оп. 162, д. 12.
- (8) Там же, ф. 17, оп. 162, д. 14.
- (9) 例えば、一九三二年、フンスгал県でおこった反乱の指導者・活動的メンバーとして、銃殺された二八五名のうち、約七〇％は反乱者側に加担した党員や同盟員な

こであった。

- (10) РГАСПИ, ф. 17, оп. 162, д. 15.
- (11) 坂本是雄「モンゴルの社会主義建設」(『国際政治』有斐閣、一九六三年四月、八九頁)。
- (12) Ш. Арваан, *Маршал Дамид*, УБ, 1994 он, х. 33.
- (13) 現在、モンゴルでは、毎年九月一日は粛清犠牲者を偲ぶ日となっている。
- (14) УАБХГ-ын архив (モンゴル国家保安局文書館), Цагаатгалын сан, ХН-1027, 1345.
- (15) РГАСПИ, ф. 89, оп. 63, д. 13.
- (16) Там же, ф. 89, оп. 63, д. 17.
- (17) ВНМАУ-ын ШУА, ВНМАУ-ын түүх, Ш Боть, УБ, 1969 он, х. 357 (邦訳は「二本博文」今泉博、岡田和行訳、田中克彦監修『モンゴル史』、「恒文社」一九八八年)。
- (18) *Монгол-зөвлөлтийн харилцааны түүх*, УБ, 1981 он, х. 95.
- (19) マシヤ研究所・研究プロジェクト報告書 No. 11「日本とアジア—冷戦を越えて—」研究代表者斎藤志郎、亜細亜大学アジア研究所、一九九五年三月、五七頁。
- (20) Ш. Арваан, Х. Чойбалсан ба Дотгоод явдлын гэм, УБ, 1994 он, Л.Бат-Очир, Чой-балсан, УБ,

1996 он, П. Шагдарсүрэн, *Миний мэдэх маршиал*

X. Чойбалсан, УБ, 2000 он.

(21) Д. Бат-Очир, *Чойбалсан*, УБ, 1996 он. х. 135-144.

(22) П. Шагдарсүрэн, *Миний мэдэх маршиал* X.

Чойбалсан, УБ, 2000 он. х. 164.

(23) 前掲「二木博文」今泉博、岡田和行訳、田中克彦監

修『モンゴル史』1、三九〇頁。

(24) 前掲「アジア研究所・研究プロジェクト報告書No.

11『日本とアジア』、五七頁。

(25) Ш. Алван, X. *Чойбалсан ба Домоод явдлын*

яам, УБ, 1994 он. х. 50-51.

(26) Мон тэнд, х. 58.

(27) Мон тэнд, х. 20.

(28) Монгол人民革命党中央委員会付属党史研究所編、

木村、鯉淵他訳『モンゴル革命党史』、日本モンゴル協

会、五五頁。

(29) 前掲「二木博文」今泉博、岡田和行訳、田中克彦監

修『モンゴル史』1、三七七頁。

(30) 同上、三八〇頁。

(31) *Зууны мэдээ сонин*, 2001. 2. 9, № 34

* 本研究は、財団法人日本科学協会の笹川科学研究助成
によりて実施したものです。

「二〇〇一年三月二二日受稿
二〇〇一年五月九日レフフェリーの審査
をへて掲載決定」

(一橋大学大学院博士課程)